

各務原市立八木山小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和7年4月1日改定

はじめに

ここに定める「各務原市立八木山小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）学校としての構え

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、見ようと思って見ないと見つけにくいものである。

・上記の基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有して「いじめをしない、させない、許さない学校づくり」を進めていく。

いじめの未然防止のための取組

（１）魅力ある学級・学校づくり

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。（考える子：学ぶ喜びを実感する子）
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。（やさしい子：人の気持ちを思いやる子）
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を許さない風土づくりのため、児童会活動を通して児童主体の取り組みを推進する。
- ・通学班や縦割り活動等、異年齢集団での活動を充実させ、望ましい人間関係を築く力を養う。

（２）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等を育む道德教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流，ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。

（３）全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の３点に留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己存在感を与えること
 - ② 共感的な人間関係を育成すること
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること

（４）インターネットを通じて行われるいじめに関する対策の推進

- ・全校児童を対象にインターネット使用状況に関する調査を行い、実態把握に努めるとともに、情報モラルに関する指導を行う。
- ・保護者に対して、啓発を行うとともに児童の家庭でのインターネットの使用状況の管理監督について協力を呼び掛ける。

いじめの早期発見・早期対応のための取組

（１）アンケート調査等の実施による情報収集，校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、定期的なアンケート調査（記名式・無記名式）や日常の観察等を通じて、児童の心の変容の把握に努める。
 - ・収集された情報は、「いじめ未然防止・対策委員会」を中心に共有し、対策を検討する。
- ※心の相談アンケート（学校独自）、心のアンケート（各務原市）の結果は５年間保管する。

（２）教育相談の充実

- ・定期的なアンケート後の教育相談や、日常的な教育相談の場を設け、児童との個別の面談を通して、児童のわずかな変化に対応できるよう努める。
- ・スクールカウンセラー等の設置により、校内における教育相談の充実を図る。

（３）教職員の研修の充実

- ・事例をもとに、対応策を考察する職員研修を行う。いじめ発生時の対応の仕方、教育相談の進め方等について全教職員で共通理解をし、早期発見・早期対応に生かす。

（４）保護者との連携

- ・保護者の気持ちや考え方に謙虚に耳を傾け、学校としての考え方を一方的に押しつけることなく協力して解決にあたるという姿勢をもつ。
- ・いじめの事実関係などの情報を正確に伝え、取組の様子が理解されるように心がける。
- ・児童の交友関係、生活の様子などについて、日常的に情報交換をし、信頼関係を築く。
- ・家庭のプライバシー保護には十分留意する。
- ・児童に気になる様子があれば、速やかに保護者に連絡する。

（５）関係機関等との連携

- ・教育委員会や適応指導教室、警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会と日頃から連携を取り、指導・助言を得たり、情報交換を行ったりして協力関係を築く。

いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第２２条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法の第２２条を踏まえ、以下の常任委員、非常任委員で構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

常任：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事

非常任：学年主任、学級担任、養護教諭、その他必要と認められる教職員、スクールソーシャルサポーター（各務原市教育委員会）、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー

いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

	未然防止の取組	早期発見・早期対応の取組	通年
4月	「学校いじめ防止基本方針」（以下、「方針」）と対応について教職員の共通理解 学校ホームページへの「方針」の掲載 担任第一声、学級目標の中に望ましい人間関係に関する願いの位置付け	「心の相談アンケート」と教育相談 いじめ未然防止・対策委員会 個人懇談（希望制）における保護者との相談	【未然防止】 ・道徳の授業による協力・思いやりの心の育成 ・異年齢集団による活動 縦割り遊び 八木山オリエンテーリング ・学級内よさ見つけの活動（ほめ言葉のシャワー／掲示物等）
5月	児童会「いじめ防止宣言」づくり スポーツフェスティバルを通した集団づくり	スクールカウンセリング開始（通年） 「心の相談アンケート」と教育相談	
6月	やぎっこゆうびん（全校よさ見つけ）	「心のアンケート（市）」と教育相談	

7月	・ネットいじめ、誹謗・中傷に関する指導（ICT 支援員による情報モラル指導）	「ASSESS（アセス）」実施 「いじめアンケート」と教育相談 いじめ未然防止・対策委員会 個人懇談（希望制）における保護者との相談	【早期発見・早期対応】 ・スクール・カウンセリング（月1回 児童・保護者） ・保護者との連携 随時の電話連絡・家庭訪問等による報告・相談
8月	夏季教職員研修		
9月	前期の振り返り（個・集団）	「心の相談アンケート」と教育相談 いじめ未然防止・対策委員会	
10月	修学旅行の取組を通じた集団づくり	「心の相談アンケート」と教育相談 個人懇談（全員）における保護者との相談	
11月	宿泊研修の取組を通じた集団づくり	「心のアンケート（市）」と教育相談 いじめ未然防止・対策委員会	
12月	人権集会（ひびきあいの日） やぎっこゆうびん（全校よさ見つけ） 学校評価アンケート（児童・保護者・教職員）の実施	「ASSESS（アセス）」実施 「いじめアンケート」と教育相談	
1月	学校評価アンケート結果と指導改善の方向の公表	「心のアンケート（市）」と教育相談	
2月	・ネットいじめ、誹謗・中傷に関する指導（ICT 支援員による情報モラル指導）	「心の相談アンケート」と教育相談	
3月	一年の振り返り（個・集団） 「方針」の見直し・改訂	「心の相談アンケート」と教育相談	

いじめ問題発生時の対応の原則

1. いじめ問題発生時の対応の原則

（1）いじめの発見

- ・些細な兆候を捉えた職員からの声かけ
- ・被害児童からの訴え（口頭、アンケート等）
- ・被害児童の保護者からの訴え
- ・他の児童等からの情報提供
- ・いじめの現場の発見（直ちにいじめ行為を制止し、被害児童の安全を確保）

（２）報告・情報の共有

いじめ未然防止・対策委員会（以下、委員会）の開催

- ・情報の整理と共有（いじめの態様、聴き取り状況、被害児童（や保護者）の思い）
- ・管理職の指示のもと、対応方針の決定
- ・必要に応じ、関係機関（警察、児童相談所、スクールカウンセラー等の外部専門家）との連携

（３）事実の確認①

被害児童からの聴き取り。必要に応じて、目撃・傍観等の児童からの聴き取り

- ・安心して話せる場所の確保、秘密の厳守の約束
- ・複数の職員による聴き取りと記録
- ・被害児童の苦しみに寄り添う、傾聴の態度

再び委員会を開いて聴き取った内容を共有するとともに、加害児童（加害行為の事実が確認されるまでは、「加害が疑われる児童」。以下、省略）への聴き取りの計画を立てる。

（４）事実の確認②

加害児童からの聴き取り

- ・複数の職員による聴き取りと記録。加害児童が複数いる場合には、原則として個別の聴き取り
- ・先入観を排した、客観的な態度

被害児童からの聴き取りの内容との間に一致しない点があれば、被害児童と加害児童それぞれに対し複数回の聴き取りを行い、情報の整理

上記（３）（４）によって明らかになった事実を、委員会で共有するとともに、指導の計画を立てる。

（５）関係児童への指導

- ・確認された事実の整理と共有
- ・いじめを絶対に許さない毅然とした態度
- ・加害児童に自己を見つめさせる指導
- ・今後の人間関係についての願い
- ・被害児童、加害児童双方の人としての成長を願う指導

（６）学級集団への指導

- ・いじめを許さない集団の風土への願い

（７）保護者への報告

- ・被害児童と加害児童の双方の保護者に対し、確認された事実と指導の経緯を報告

（８）事後の見守りと支援

- ・最短でも３か月、事案によってはそれ以上の必要な期間にわたり、観察・面談を継続し、解消の可否を判断する。

（９）その他

- ・上記の対応の経過は市教育委員会に報告し、連携して指導にあたる。

２．「重大事態」と判断された場合の対応

ア 重大事態の定義（法第 28 条より）

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

イ 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

３．「いじめの解消」の判断

- ・「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（３カ月を目安）とする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階において判断を行う。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の点を学校評価に含め適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの未然防止の取組に関すること

個人情報等の取扱い

調査によって確認された事実関係は、関係する児童やその保護者への継続的な支援、指導、助言などに活用する。